

そらべあサポーターズクラブ 個人サポーター規約

第1条（基本定義）

1. 当団体は、そらべあサポーターズクラブ（以下「クラブ」）と称します。
2. そらべあサポーターズクラブの会員は、そらべあサポーター（以下「サポーター」）と称します。
3. クラブの運営は、特定非営利活動法人そらべあ基金事務局（以下「事務局」）がおこないます。

第2条（入会）

1. 本規約におけるサポーターとは、年会費をご入金頂き、事務局が承認した者をいいます。
2. サポーターは、そらべあ基金のおこなう地球温暖化防止活動などの活動に理解・協力していただける方とします。会費は、そらべあ基金のミッションであるグリーン電力の普及啓発や、環境教育のために使われます。サポーターへのサービス提供をメインとしていません。
3. 年会費は、当基金ホームページ記載の以下のいずれかの方法で納入します。事務局は、入会希望者が入金していない場合、入会申込書に不備がある場合、事務局が当該入会希望者の入会が適当でないと判断した場合を除き、入会を承認します。

（1）クレジットカードにて入金

（2）指定の郵便局口座に入金（必要事項を全て記入して郵便振替にて入金）

◆サポーター会費は以下の通りとします。

- ・ 個人サポーター 年間 3,000 円
- ・ ファミリーサポーター 年間 10,000 円

第3条（資格と有効期限）

1. サポーターの有効期限は、クラブへの入会が事務局により承認された日より1年間とします。
2. サポーター有効期限満了日までに、事務局はサポーターへサポーター更新手続きのご案内をします。事務局から指定された期限内に更新手続きがおこなわれなかった場合、サポーター資格は失効となります。

第4条（退会）

1. サポーターは、随時クラブを退会することができます。退会と同時にその諸権利は失われるものとします。クラブを途中退会される場合は、事務局に電話・ファックス・メール等でお知らせください。支払われたサポーター会費は返却しません。
2. 事務局は、クラブ及びサービスの利用に関し、サポーターが本規約に違反した場合、当該サポーターに事前の通知をすることなく、退会の処分をおこなう場合があります。

第5条（義務と禁止行為）

1. 住所、氏名、電話番号等のサポーター登録時の項目に変更が生じた場合には、事務局にご連絡ください。サポーターが届け出ず、郵便物等が配達できなかった場合は、事務局では一切責任を負いません。
2. サポーターは、クラブ及びクラブのサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為をおこなってはなりません。
3. サポーターは、クラブ及びそらべあ基金に対して、不利益を生じる一切の行為をおこなってはなりません。

第6条（その他規定事項）

1. クラブ入会時に登録したサポーター個人情報、そらべあ基金の活動に関する情報の提供やサービスの提供などに利用します。その他、都道府県・生年月日・性別などは、統計データとして利用する場合もあります。収集した個人情報は、以上を利用目的とし、法令に基づく場合を除き、第三者（事務局がクラブに関する業務を委託するもの及びその再委託を除く）に開示されることはありません。
2. 本規約及びクラブのサービスは、事務局がこれを定め、随時変更することができることとし、サポーターはあらかじめこれを承諾するものとします。
3. 本規約及びクラブのサービスに関する変更等については速やかにサポーターへ通知し、必要事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。
4. 事務局は、クラブ及びクラブのサービスの利用により発生したサポーターの損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

改訂日：2024 年 11 月 20 日

< お問い合わせ >

特定非営利活動法人そらべあ基金

〒150-0004 東京都港区新橋 2-5-6 大村ビル8階

電話番号：03-3504-8166 FAX 番号：03-5157-3178

info@solarbear.jp

個人情報のお取り扱いについては info@solarbear.jp まで